

令和4年度四日市商工会議所 人材育成補助金交付要綱

(目的)

第1条

四日市商工会議所（以下「当所」という） 人材育成補助金は、四日市市内の事業者が人材育成を行う際に要する経費を補助することにより、人材や後継者の育成を促進し、労働力人口減少に対応した労働生産性の向上、経営基盤の強化、円滑な事業承継、並びに地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条

補助対象となる者は（以下「補助対象者」という）、次の各号の全てに該当する者であって、四日市市内に本社又は主たる事業所（従業員総数の2分の1以上の従業員が常時勤務している事業所をいう）を有するものとする。

- (1) 中小企業者（中小企業基本法に定める中小企業者）（小規模事業者含む）
- (2) 会費を完納している当所の会員

(補助対象事業)

第3条

補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という）は、次の各号に掲げる機関が主催、実施し、補助対象者が市内事業所に勤務する経営者、従業員等に受講させる研修事業とする

- (1) 中小企業大学校
- (2) 株式会社三十三総研
- (3) 株式会社百五総合研究所

(補助対象経費)

第4条

補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という）は、研修会等の受講料とする。

(補助金の額)

第5条

補助金の額は、予算の範囲内で次の各号に定めたとおりとする。

- (1) 補助対象経費の1/2以内とし、1事業所1年度あたり8万円を限度とする。

- (2) 前号の規定にかかわらず、1 研修講座に対する補助金の額は 1 人につき 2 万円を上限とする。

(補助金の申請)

第 6 条

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という）は、研修等の受講前に四日市商工会議所人材育成補助金交付申請書（第 1 号様式）に次の掲げる書類を添えて当所に提出しなければならない。

- (1) 研修の内容がわかる書類
- (2) 受講に要する経費がわかる書類
- (3) 受講申込を証する書類等の写し（受講受入の決定通知など）
- (4) 受講料支払を証する書類等の写し

(補助金の交付決定)

第 7 条

当所は、前条の規定に基づく補助金の申請があった場合は、その内容を審査し、補助することが適当と認めたときは、四日市商工会議所人材育成補助金（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

(事業の変更)

第 8 条

申請者が補助金の交付決定通知を受けた後、補助対象事業の内容、経費その他の事項を変更しようとする場合、又は補助対象事業を中止しようとする場合は、直ちに当所に四日市商工会議所人材育成補助金計画変更承認申請書（様式第 3 号）を提出し、承認を受けなければならない。

2. 当所は、第 1 項の変更承認申請書を受理したときは、内容を審査し、前条による決定を変更することができる。
3. 当所は、前項の規定により変更を承認したときは、四日市商工会議所人材育成補助金計画変更交付決定通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第 9 条

申請者は、補助事業等が完了したときは、その日から起算して 30 日を経過した日、または当該年度末のいずれか早い日までに四日市商工会議所人材育成補助金実績報告書（様式第 5 号）に次に掲げる書類を添えて当所に提出しなければならない。

- (1) 人材育成補助金交付請求書（様式第 6 号）

(2) 受講修了を証する書類の写し

(補助金の交付)

第10条

当所は、前条の実績報告が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、四日市商工会議所人材育成補助金確定通知書(様式第7号)により申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第11条

当所は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は補助金等の交付の決定をするときに付した条件若しくは当所の指示に従わなかった場合
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき
- (3) 補助事業を中止又は廃止したとき
- (4) 補助事業に関する申請、報告又は施行等について不正行為があったとき
- (5) その他補助金等の使用が不相当と認めたとき

(補助金の返還)

第12条

当所は、申請者が虚偽その他不正の手段により、補助金の交付を受けたと認めたときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第13条

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は当所が別に定める。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附則

1. 改正後の要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

四日市商工会議所

申請者 所在地
名 称
代表者

㊞

四日市商工会議所人材育成補助金 交付申請書

四日市商工会議所人材育成補助金交付について同要綱第 6 条に規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1. 交付申請額 円

2. 申請者概要

事業所名				
代表者名		従業員数	名	
事業内容				
連絡先	役職		氏名	
	電話		F A X	
	E-mail			

2. 研修概要

研修名				
研修実施機関				
受講者	役職又は所属部署			
	氏名			
研修期間		令和 年 月 日	～	令和 年 月 日

3. 添付書類

- (1) 研修の内容・受講に要する経費がわかる書類（パンフレット等）
- (2) 受講申込を証する書類の写し（受講受入の決定通知等）
- (3) 受講料支払を証する書類等の写し（振込票・画面を印刷したもの等）

申請者 所在地
名 称
代表者 様

四日市商工会議所人材育成補助金 交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました四日市商工会議所人材育成補助金について、同要綱第 7 条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

令和 年 月 日

四日市商工会議所 ㊞

1. 補助金交付決定額 金 円

2. 補助金の交付条件

- (1) 四日市商工会議所人材育成補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (2) 申請した事業に変更・中止しようとする場合は、人材育成補助金交付要綱第 8 条の規定により、当所の承認を受ける必要があります。
- (3) 補助事業完了（受講修了）後は、同要綱第 9 条の規定により、完了日から起算して 30 日を経過した日、または当該年度末のいずれか早い日までに人材育成補助金実績報告書（様式第 5 号）、交付請求書（様式第 6 号）、受講修了を証する書類の写しを当所に提出してください。
- (4) 虚偽又は支給要件に該当しない事実等が判明した場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。交付決定を取り消し、既に補助金を交付しているときは、その返還することになります。
- (5) 要綱に基づき必要と認めたときは、関係書類の提出を求めます。

以 上

様式第 3 号

年 月 日

四日市商工会議所

申請者 所在地
名 称
代表者

⑥

四日市商工会議所人材育成補助金 計画変更承認申請書

年 月 日付け四商発第 号で交付決定通知のあった四日市商工会議所人材育成補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、四日市商工会議所人材育成補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき承認されたく申請します。

記

1 補助金変更申請額 金 円

2 変更理由

3 変更内容

4 その他

5 連絡先

役職		氏名	
電話		F A X	
E-mail			

申請者 所在地
名 称
代表者 様

四日市商工会議所人材育成補助金 交付変更決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました四日市商工会議所人材育成補助金について変更を承認し、同要綱第 8 条第 3 項の規定に基づき令和 年 月 日付け四商発第 号で行った補助金交付決定を下記のとおり変更したので通知します。

令和 年 月 日

四日市商工会議所 印

1. 補助金変更決定額 金 円
 2. 補助金の交付条件
 - (1) 申請者が補助金の対象となる事業を実施すること。
 - (2) 四日市商工会議所人材育成補助金交付要綱の規定を遵守すること。
 - (3) 補助事業完了（受講修了）後は、同要綱第 9 条の規定により、完了日から起算して 30 日を経過した日、または当該年度末のいずれか早い日までに人材育成補助金実績報告書（様式第 5 号）、交付請求書（様式第 6 号）、受講修了を証する書類の写しを当所に提出してください。
 - (4) 要綱に基づき必要と認めたときは、関係書類の提出を求めます。
- ※（1）（2）（3）は変更決定額が 0 円以外の場合

以 上

様式第 5 号

年 月 日

四日市商工会議所

報告者 所在地
名 称
代表者

㊞

四日市商工会議所人材育成補助金 実績報告書

平成 年 月 日付け四商発第 号で交付の決定を受けた四日市商工会議所人材育成補助金交付要綱の規定による事業を実施したので、同要綱第 9 条の規定に基づき次のとおり報告します。

記

1. 事業の結果

(1) 研修等の内容

講座名	
研修実施機関	
研修期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

2. 受講者氏名

役職又は所属部署		氏名	
役職又は所属部署		氏名	
役職又は所属部署		氏名	

(合計 名)

3. 添付書類

- (1) 人材育成補助金交付請求書（様式第 6 号）
- (2) 受講修了を証する書類の写し

様式第 6 号

年 月 日

四日市商工会議所

請求者 所在地
名 称
代表者

㊞

四日市商工会議所人材育成補助金 交付請求書

令和 年 月 日付け四商発第 号で交付決定を受けた四日市商
工会議所人材育成補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定に基づき、補助金を下
記のとおり請求します。

記

1. 請求金額 金 円

2. 振込先

振込先金融機関名 :
支 店 名 :
口 座 種 別 : 普通 ・ 当座
口 座 番 号 :
口 座 名 義 :
口座名義フリガナ :

申請者 所在地
名 称
代表者 様

四日市商工会議所人材育成補助金 確定通知書

令和 年 月 日付で提出のあった四日市商工会議所人材育成補助金実績報告書について、内容等を審査した結果、次のとおり補助金の額を決定したので、四日市商工会議所人材育成補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき通知します。

令和 年 月 日

四日市商工会議所 ⑩

1. 確定額 金 円

以 上